

令和3年12月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年（ネ）第150号、同第211号 各不当条項使用等差止請求控訴、同附  
帯控訴事件（原審・仙台地方裁判所平成30年（ワ）第922号、令和元年（ワ）  
第1492号）

口頭弁論終結日 令和3年11月10日

判 決

東京都大田区蒲田四丁目18番27号

控訴人・附帯被控訴人 株式会社防災センター

同代表者代表取締役 森山典英

東京都中央区日本橋本石町4丁目5番15号

控訴人・附帯被控訴人 株式会社防災センター

同代表者代表取締役 森山典英

上記両名訴訟代理人弁護士 山中大輔

仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702号室

被控訴人・附帯控訴人 特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

同代表者理事 吉岡和弘

同訴訟代理人弁護士 鈴木裕美 小野寺友宏

山田いずみ 佐藤由麻

高橋大輔 男澤拓

控訴人・附帯被控訴人を「控訴人」、被控訴人・附帯控訴人を「被控訴人」という。

主 文

- 1 控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 被控訴人の附帯控訴及び当審における請求の変更に基づき、原判決を次のとおり変更する。
  - 3 控訴人らは、消費者との間で、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結するに際し、次の条項を内容とする意思表示を行ってはなら

ない。

- (1) 契約解約時に消費者が控訴人らに対し、残余料金を一括して支払う条項
- (2) 消費者が契約期間の途中で契約を解約するのを制限する条項
- (3) 消費者が契約終了前の一定時期までに更新を選択しない旨を通知しない限り、契約を自動更新する条項
- (4) 控訴人らの権利の実行等に要する費用や控訴人らが依頼する弁護士費用の一切を消費者に負担させる条項
- (5) 契約当事者が、消費者の契約申込後、控訴人らの判断により、あるいは控訴人らと第三者との契約の成否により決まるとする条項
- (6) 代理人として署名した者に債務を負担させる条項
- (7) 原判決別紙契約条項目録(2)記載 3 の条項
- (8) 具体的な支払方法を消費者に告知する書面を、契約日から 8 日経過した以降に送付するとの条項
- (9) 専属的合意管轄を定める条項
- (10) 原判決別紙パッケージリース契約条項①及びパッケージリース契約条項②記載の全条項

4 控訴人らは、前項の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。

5 控訴人らは、特定商取引に関する法律 26 条に該当する場合を除き、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結するに際し、同契約が解除されたときに同法 10 条 1 項 3 号及び 4 号に定められた額を超える金銭を支払わなければならぬとする特約を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。

6 控訴人らは、前項記載の特約が記載された契約書のひな型が印刷された契約書用紙を破棄せよ。

7 控訴人らは、特定商取引に関する法律 26 条に該当する場合を除き、消火器

の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約の締結について勧誘するに際し、次の行為をしてはならない。

- (1) 「株式会社日本消火器管理センターないし日本消火器管理センターから商号を変更した」、同社から「業務を引き継いだ」など、控訴人らと株式会社日本消火器管理センターとが同一ないし関連する法人であると誤認、混同させる内容を告げる行為
- (2) 控訴人らの提供する消火器が業務用消火器であるのに、その事実及び業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違いを告げない行為
- (3) 控訴人らの契約が全国一有利な料金、価格であると告げる行為
- (4) すべての消火器に点検が必要であると告げる行為
- (5) 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると告げる行為

8 控訴人らは、前項記載の勧誘行為を記載した文書及び図画（いずれも電磁的記録を含む。）を破棄せよ。

9 控訴人らは、原判決別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。（ただし、同別紙中の「消化ナマズ」をいずれも「消火ナマズ」と更正する。）

10 訴訟費用は、第1、2審とも控訴人らの負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 当事者の求めた裁判

###### 1 控訴人らの控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人ら敗訴部分をいずれも取り消す。
- (2) 上記部分の被控訴人の請求（当審における変更後の請求）を棄却する。

###### 2 被控訴人の附帯控訴の趣旨

主文2項ないし9項と同旨（主文3項(2)、(5)～(9)の条項に係る3項本文と4項の請求は、当審における変更後の請求）

附帯控訴状には、主文5、6項、7項(1)、(3)～(5)の勧誘行為に係る同項本文と8項の請求の記載がなく、原判決のこれらの請求を棄却した部分の取消しを求める趣

旨が明確でない。しかし、被控訴人が原審において主文のとおり「消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約」の締結について上記各請求をしたにもかかわらず、原判決は、「原判決別紙契約及び契約条項目録記載1の契約」の締結についてのみ請求を認容し、被控訴人の請求する契約の締結のうち一部の契約について請求を棄却したと解されるのに、その旨及び請求を一部棄却する理由を示していない。上記の附帯控訴状の記載の不備は、原判決に理由不備の違法があったため、附帯控訴状に記載できなかつたやむを得ない誤記であると認める。

## 第2 前提事実及び当事者の主張（以下、用語は基本的に原判決に従う。）

原判決「事実及び理由」第3、第4記載のとおり。

控訴人らの商号は同一であり、以下原判決と同様、「東京都大田区蒲田四丁目18番27号」を本店として登記された「株式会社防災センター」を「第1事件被告」、「東京都中央区日本橋本石町4丁目5番15号」を本店として登記された「株式会社防災センター」を「第2事件被告」といい、被控訴人を「原告」という。

第1事件被告と第2事件被告は、いずれも「株式会社防災センター」という同じ商号により、森山典英が代表取締役として消火器のリース業を営む会社である。

被告らは、平成30年3月5日付けで東北経済産業局長及び宮城県知事から第1事件被告が業務停止命令を受けるまで、パッケージリース契約書と題する契約書用紙（別紙1の1枚目が表面、2枚目が裏面であり、裏面のパッケージリース契約条項①が、原判決別紙パッケージリース契約条項①である。）と天秤と題する書面（別紙2の1枚目が表面、2枚目が裏面であり、裏面のパッケージリース契約条項②が原判決別紙パッケージリース契約条項②である。）の2つの書面を使用して、消火器のパッケージリース契約と称して、消費者との間で、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結していた。

被告らは、前記のパッケージリース契約条項①、同②において、原判決別紙契約条項目録(1)及び同(2)記載の条項を記載し、また、契約にあたり、主文9項のとおり、「全国一有利な料金です」、「（歴史上冠たる）高級ブランド品です」、「『毎年

訪問・点検・詰替・容器再提供』等を無料で実施する」などの表示をしていた。

消費者契約法の適格消費者団体である原告は、当審における請求変更後の訴えにおいて、被告らに対し、①消費者契約法12条3項に基づき、主文3項及び4項のとおり、3項(1)～(10)の契約条項の意思表示の差止めとこれらの条項が記載された契約書用紙の破棄を求め、②特定商取引に関する法律58条の18第2項2号に基づき、主文5項及び6項のとおり、解約に伴う金銭の支払に関する特約の意思表示の差止めとその特約が記載された契約書用紙の破棄を求め、③同条1項に基づき、主文7項及び8項のとおり、7項(1)～(5)の勧誘行為の差止めとこれらの勧誘行為が記載された文書等の破棄を求め、④不当景品類及び不当表示防止法30条1項に基づき、著しく有利又は優良と誤認される表示であるとして、主文9項のとおり表示の差止めを求めた。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 消費者契約法12条3項に基づく請求（主文3項、4項）について

当裁判所は、事業者である被告らが、消費者との間で消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約にあたる消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で、主文3項(1)～(10)のとおり、消費者契約法8条1項1号に規定する事業者の損害賠償責任を免除する条項又は同法10条に規定する消費者の利益を一方的に害する条項にあたる消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行うおそれがあると認められ、適格消費者団体である原告は、消費者契約法12条3項に基づき、被告らに対し、これらの行為の停止又は予防として、主文3項本文のとおり、これらの条項を含む意思表示の差止めを求め、かつ、その停止又は予防に必要な措置として、主文4項のとおり、これらの条項が記載された契約書用紙の破棄を求めることができるものと判断する。

原判決「事実及び理由」第6の2(1)～(5)、(7)の説示のとおり、被告らがパッケージリース契約条項①及び同②において使用した契約条項のうち、11条1項の契約期間の途中での解約を制限する条項、11条2項及び12条3項後段の解約時に残

余料金を一括して支払う条項、11条4項の契約を自動更新する条項、13条5項の被告らの権利の実行等に要する費用や弁護士費用を負担させる条項、10条1項ないし3項の契約当事者が契約後に決まるとする条項、4条4項、5項、5条及び7条の物件の受領、維持管理責任及び損害負担に関する条項（原判決別紙契約条項目録(2)記載3の条項）は、消費者契約法8条1項1号に規定する事業者の損害賠償責任を免除する条項又は同法10条に規定する消費者の利益を一方的に害する条項にあたる。

更に、上記契約条項のうち、1条4項の代理人として署名した者に連帯債務を負担させる条項は、何ら合理的な理由なく、民法の代理人の規定に比して消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であり、消費者契約法10条により無効となる条項であると認められる。

また、13条2項は、リース料等の支払方法は、契約日から10日頃に送付する書面により知らせる旨の契約条項である。この契約条項は、特商法4条及び5条による書面の交付義務の要件を満たさない別紙1、2のパッケージリース契約書と題する契約書用紙や天秤と題する書面を交付して先に契約を締結させ、支払方法が通知された時には契約日から8日間のクーリング・オフ期間が徒過していると誤信させるための条項であると認められるから、特商法のクーリング・オフ制度による消費者の解約権の行使を実質的に制限することにより、消費者の権利を制限し、信義則に反し消費者の権利を一方的に害する条項であり、消費者契約法10条により無効となるものである。

16条1項の専属管轄を定める条項も、民事訴訟法が定める管轄に比べて裁判を受けられる裁判所を限定し、民事訴訟法の規定に比べて消費者の権利を制限するものであって、被告らが、仙台市青葉区大町2-10-23所在の店舗を仙台支部と称し（甲4の3）、被告らの顧客の多くが、仙台市内を中心とする宮城県に在住し、消火器の設置も宮城県内でされているにもかかわらず（甲3、甲の4の1・2、甲6～9）、横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所を専属管轄とするような専属管轄を

定めることは、被告らの営業の実情に照らしても専属管轄を定めて消費者の権利を制限する合理的な理由が認められないから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項にあたり、消費者契約法10条により無効となる条項である。

上記のとおりパッケージリース契約条項①及び同②は、いずれも前記のとおり消費者契約法8条又は10条により無効となる条項が多数含まれ、これら関連する契約条項が全体として一体のものとして、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項となり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項となっているものと評価され、消費者契約法10条により、前記契約条項全部が無効となるものである。

そして、証拠及び弁論の全趣旨によれば原判決「事実及び理由」第6の1(1)~(5)の事実が認められ、この事実によれば、被告らには、今後とも、消費者との間で、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約である消費者契約を締結するに際し、前記パッケージリース契約条項①、②の契約条項が記載された別紙1、2のパッケージリース契約書と題する契約書用紙や天秤と題する書面、あるいはこれに類する契約条項を記載した契約書用紙を使用して、主文3項(1)~(10)のとおり、消費者契約法8条又は10条により無効となる契約条項を内容とする消費者契約の申込み又は承諾の意思表示を行うおそれがあると認められる。

よって、適格消費者団体である原告の請求により、消費者契約法12条3項に基づき、主文3項のとおり上記消費者契約の意思表示を差し止め、主文4項のとおりその条項が記載された契約書用紙の破棄を命ずることとする。

## 2 特商法58条の18第2項2号に基づく請求（主文5、6項）について

原判決「事実及び理由」第6の2(2)の説示のとおり、パッケージリース契約条項①及び同②の契約条項のうち、11条2項及び12条3項後段の条項は、契約が解除されたときにリース料残余相当額を支払わなければならない旨を定めた特約であり、特商法10条1項3号及び4号の規定に反する特約である。

前記1の認定事実によれば、消火器のリース契約に関する訪問販売を行う役務提

供事業者（特商法2条1項）である被告らには、今後とも、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結するに際し、上記特約を含む役務提供契約の申込み又は承諾の意思表示を行うおそれがあると認められる。

したがって、適格消費者団体である原告の請求により、特商法58条の18第2項2号に基づき、主文5項のとおり、当該行為の停止又は予防として、上記特約を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を差し止め、主文6項のとおり、当該行為の停止又は予防に必要な措置として、上記特約が記載された契約書用紙の破棄を命ずることとする。

### 3 特商法58条の18第1項に基づく請求（主文7、8項）について

当裁判所は、消火器のリース契約に関する訪問販売を行う役務提供事業者である被告らが、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結するため、訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の者に対して、主文7項(1)、(3)～(5)のとおり、顧客が当該契約の締結を必要とする事情に関する事項（特商法6条1項6号）又は当該契約に関する事項であって顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（同項7号）について、不実のことを告げる行為を行うおそれがあると認める。

主文7項(1)、(3)～(5)の勧誘行為について、特商法6条1項6号又は7号の事項について不実のことを告げる行為にあたると認める理由は、原判決「事実及び理由」第6の3(1)の説示のとおりである。

主文7項(2)の勧誘行為（被告らの提供する消火器が業務用消火器であるのに、その事実及び業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違いを告げない行為）についても、業務用消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結するにあたっては、その消火器が業務用であるか住宅用であるかは、設置・使用や保守点検の方法や費用に相当影響を及ぼす重要な事項であるといえるが、被告らは、別紙1、2のパッケージリース契約書と題する契約書用紙や天秤と題する書面において、何

ら説明をしておらず、前記引用の原判決認定のとおり、被告らは、契約締結の勧誘にあたり、業務用消火器が住宅用消火器と比較して価格が高く、重く、適切な保守点検がされないと有効に使用できない可能性があり、一般家庭には住宅用消火器の設置が推奨されていることを故意に説明していなかったことが認められる。

このように、業務用消火器のパッケージリース契約と称して、その設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約の締結について勧誘するにあたって、被告らの提供する消火器が業務用消火器であるのに、その事実及び業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違いを告げない行為は、役務の種類及びこれらの内容（特商法58条の18第1項1号イ）の不可欠の要素となるリース物件の種類及びその性質につき、故意に事実を告げない行為（同項2号）にあたるといえる。原告が、商品の種類及びその性能若しくは品質について故意に事実を告げない行為と主張する点は、リース契約である役務提供契約の性質に照らし、この趣旨の主張と解される。

上記認定判断及び前記1の認定事実によれば、消火器のリース契約に関する訪問販売を行う役務提供事業者である被告らには、今後とも、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約の締結について勧誘をするに際し、主文7項(1)～(5)の勧誘行為を行うおそれがあると認められる。したがって、適格消費者団体である原告の請求により、特商法58条の18第1項1号及び2号に基づき、主文7項本文のとおり、当該行為の停止又は予防として、上記勧誘行為を差し止め、主文8項のとおり、当該行為の停止又は予防に必要な措置として、上記勧誘行為を記載した文書及び図画（いざれも電磁的記録を含む。）の破棄を命ずることとする。

#### 4 景表法30条1項に基づく請求（主文9項）について

当裁判所も、原判決「事実及び理由」第6の4の説示のとおり、原判決別紙対象となる表示（主文9項括弧書のとおり更正されたもの。）は、表示内容(2)（消火器が高級ブランド品である旨の表示）は、景表法30条1項1号に規定する優良誤認表示（役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種

若しくは類似の役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること)にあたり、表示内容(1)(全国一有利である旨の表示)と表示内容(3)(消火器の点検等を無料とする旨の表示)は、同項2号に規定する有利誤認表示(役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること)にあたると認める。

前記1の認定判断によれば、事業者である被告らには、今後とも、不特定かつ多数の一般消費者に対して、これらの表示をする行為をするおそれがあると認められるから、適格消費者団体である原告の請求により、景表法30条1項1号及び2号に基づき、当該行為の停止又は予防として、主文9項のとおり、これらの表示を差し止めることとする。

## 5 結論

よって、当審における変更後の原告の請求はすべて理由があるから、被告らの控訴を棄却し(主文1項)、原告の附帯控訴及び当審における請求の変更に基づき、原判決を主文3項から9項のとおり変更して請求を全部認容する(主文2項)。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小林久起

裁判官 鈴木桂子

裁判官 山崎克人



甲(借主)・丁(連帯保証人)・戊(有権代理人)の借主側は、乙(貸主・東京法務局城南出張所登記事務「東京都大田区蒲田四丁目18番27号」株式会社防災センター代表取締役森山典英)を貸主とするリース(リース・レンタル等)物件(以下本物件)のお申込みをします。この際甲乙は秩序を基調として誠実に希求し、甲は乙から「ご提供目録」書面の説明及び提供を受け理解納得し、その上でパッケージリース契約書を作成します。よって甲丁戊は、本契約書裏面条項(契約条項①)及び、別紙天秤裏面条項(契約条項②)、第1条第1項・第11条第1項のとおり乙が甲のお申込みを承諾した時点で本パッケージリース契約書は有効に成立します。従って、甲はその後に解約の申立はできません。

- 第1条(契約の成立・個人保証附帯・連帯債務・パッケージ保守契約書)** 本契約書は乙が甲のお申込みを承諾した時点で成立します。  
 2、甲はその後お申込みの撤回はできません。また甲の印鑑に關し「甲の署名或いは記名判」向かれて有効とし捺印押印は不要の欧米サイン方式とします。また甲はお見積書1から下記第13条第3号の4を転記他、施工指図書1~2等の作成に關し自由選択及び採択をします。  
 3、甲が法人の場合、連帯保証人欄を無記入とし甲代表取締役の個人保証附帯とします。甲丁は左の個人保証附帯特約に同意しました。  
 4、(戊の連帯債務) 甲の有権代理人として署名をした「戊」はリース料金等が遅延したことを停止条件として連帯債務の責任が発生します。  
 5、パッケージ保守契約書(Pc保守) 成立は本契約書表記に「記載して成立します。保守料金は別紙「お見積書1」に表記の料金とします。  
 6、(法人税法第64条の第二項) 本契約書の税務課は「同条1項壳買があつたもの」ではなく2項「壳買がなかつたもの」に該当とします。

**第2条(パッケージリース契約書・重複署名欄・甲の注意義務喚起)** 甲は、パッケージリース契約書(以下本契約書)左上「借主甲」欄及び右下「甲ご成約ご認印署名」欄について重複して署名をします。この重複署名に矛盾するような異議申立はできません(甲の注意義務責任特約)。また本契約書条項以外の争点が発生したとき甲乙は一般社会常識に照らし円満に解決します。

2、(特約) 甲は乙から勧誘訪問を受けた際、乙が品質向上サービス向上目的で写真撮影MD録音する事を認めます(乙はデータベース化せず個人情報に活用しないこと)。

**第3条(無料特典・申告方式・総務省令)** 商標「消火ナマズ・ゼブラ」等10年リース無料特典は前記第1条第5項「Pc保守」有料を無料とする特典(別紙天秤表記メリット制1~5、毎年整備点検・消火器容器性能劣化時再提供等)です。無料特典は甲の申告方式とします。  
 2、総務省令第112号(平成22年12月22日・号外第271号第33頁)官報公布・特例省令11年間の適合規格品も目的物消火器に使用します。また司法17条の2・消防設備士(国家資格免状者)が性能保証証明書35×22mm緑シールを貼付し法定消火効力を保証します。

**第4条(受領期限・パッケージリース物件申込書④・物件受領義務)** 甲は、パッケージリース物件申込書4(以下申込書4)表記の物件受領期限は契約日を含む15日限り受領しなければならない特約に同意しました。よって甲は本物件受領期限を遵守し期限以内に受領します。  
 2、特商法第4条6号等に基づく本物件の表示「型式・商標登録名・メーカー名」等はパッケージリース物件申込書4等に記載し告知します。  
 3、甲又は乙が消防署・NTT・警察署各届出及び乙が本目的物調達の都合で引き渡しが15日以降になる場合甲は新たな期限に受領します。  
 4、甲は、本物件を引き渡され受領するときは注意義務を負い、目録通り引き渡され甲が承認し受領したときはその後異議申立ができません。  
 5、甲は、乙からの物件提供を受けて受領しない場合に於いても、本契約書規定のリース料支払を認めます。(第7条・第11条関連)

**第5条(物件維持管理責任・保守整備委託)** 甲は本物件の使用に当たり善良なる管理者として監督官公庁の法律・規則に従うこととし本物件の機能・有効性の維持管理責任を負います。故に甲は整備保守を国家資格免状取得者等に委託し本物件を正しく正常に保ち使用します。

**第6条(本物件の原状変更)** 甲は、乙の文書による承諾なく原則として本物件に他の物件を付着させ、又は改造・加工等をしません。

**第7条(物件の滅失・毀損・紛失・法改正失効)** 甲は、本物件の返還迄に生じた滅失・紛失・法改正による失効等に伴う各損害を負担します。

**第8条(所有権)** 甲は本契約書に基づく権利を他に譲渡したり乙から書面による承諾なしに他に使用させたり又は担保に入れません。

**第9条(乙の権利の移転)** 甲は、乙が本契約書に基づく権利を「第三者に担保に入れ又は譲渡する」等の権利があることを認めます。

**第10条(停止条件付)** 甲は、乙が採択する下記「契約型1」と「契約型2」の契約型を認めます。(民法第127条1項・停止条件)

2、「契約型1」の法律行為は、乙自身が本契約書リース物件貸主を担当する場合です。この場合の契約当事者は甲乙間となります。  
 3、「契約型2」乙は、乙が採択する第三者リース会社へ本目的物所有権を譲渡し目的物販売会社「丙」の立場となり、この場合の契約当事者は甲と第三者リース会社間にあります。しかし、甲と第三者リース会社間の契約が不成立に至るととき停止条件が成就し契約型1が復活します。

**第11条(解約・自動更新・物件返還送付・中途清算・適用除外)** 甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします。

2、止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに乙に支払い清算します(所有権が甲に移転しないリースです)。

3、本契約書期間が終結した時(中途清算等も含みます)、甲は本物件の送料を負担して乙の指定する場所へ返還します。

4、甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用い乙に通知します。(左の意思表示がないとき自動更新されます)。

5、リース期間終結又は中途清算後、甲が乙に本物件を返還しない場合返還するまでの期間リース料を支払います。(第4条・第7条関連)

6、特商法第26条1項1号・26条5項1号~2号に基づく、営業の為・甲の請求・継続的保守要因等はクーリングオフが除外されます(無効)。

**第12条(期限の利益喪失・無催告解除・物件紛失・清算義務忌避・残余リース料清算・詐欺被害の救済・知的財産権賠償責任)** 甲は下記第2号に該当したときは当然に期限の利益を失い乙の選択により催告期間を要せず無催告解除されても異議を申し出ません。

2、正当な理由もなく本契約書に違反したとき、料金の支払が正当な理由なく一回でも遅延したとき、信用状態が悪化したとき、及び甲が本物件を過失で消却等処分したとき等本物件を失ったとき。(第4条・第7条・11条関連)

3、この場合乙が引き上げる又は乙が保有している本物件について乙が「清算義務」を負わないことを認めます。また、甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います。(第4条・第7条・11条関連)

4、甲は、第三者から不法行為(持去り・窃盗・詐欺)に合い本物件を失ったとき等加害者に対し乙と連帶して原告となる特約に同意しました。

5、(救済対策) 甲が、前条の「乙の名を騙る詐欺被害」を受けた場合、乙は甲への救済対策として「求償権」に基づく「代償」を検討します。

6、甲は、乙からの本書を含む貸与品知的財産表現印刷物を第三者に対し提供しません。また解約時及び乙から返還請求があった時は全知的表現印刷物の返還義務を認めて返還します。甲は乙の知的表現印刷物に対し甲の因果で損害を与えた場合その損害額の賠償義務を認めます。

**第13条(一括前払い・送料負担・消費税・保全費用)** 商標「消火ナマズ・ゼブラ」10年リース外を基本リースと称します。

2、リース料等の支払方法は「一括前払・月払」限りとし、表面本契約書料金に付き契約日から10日後ろ「ご請求のしおり」及びテレホン局払込票用紙をご送付します。甲は表面表記初回支払日から最終回支払日迄の全期間を送料甲負担で乙名義(郵便局払込取扱票口座番号00150-9-5045)へ送金して支払います。又は銀行送金(乙名義・三菱東京UFJ銀行・八重洲通り支店・普通口座0020551)とします。

3、(特約) 甲は表面「一括払お支払方法」欄「4 消費税・5.お支払額合計」「行」に付きお見積書1価額を自ら「行」に転記する特約に同意します。

4、甲は、乙に税法所定の税率によりリース料に課される消費税額・地方消費税額(一括又は各回)を表面表記料金に付加して支払います。

5、甲は、乙が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に關し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します。

**第14条(遅延損害金・契約解除違約金)** 甲が、本契約書に基づく料金について1回でも遅延した場合は支払期日又は期限の利益喪失日の翌日より完済の日まで年3.6%の割合による遅延損害金及び違約金を直ちに支払います。(消費者法9条1・2・14.6%及び契約解除違約金等)。

2、但し甲は乙へ事前に本リース料の遅延拒談をした場合は、乙は第12条無催告解除免除・第14条遅延損害金免除の選択を検討します。

**第15条(リース料初回期限)** リース料初回支払日(一括又は月払)は契約日を含む15日限りとします。(その他前記第13条を引用)。

**第16条(合意管轄・条項①②)** 甲は紛争が生じた場合乙総務事務地管轄の横浜簡易又は横浜地方各裁判所とする合意管轄を認めます。

2、本契約書裏面「条項」を1とし別紙天秤裏面「条項」を2と称す。左の条項「1・2」に相違する事情が生じた場合下記のとおりとします。

3、(特約) 法律改正本条項改正を鑑みて、適時印刷ご提供する必要上、本契約書裏面条項1より別紙天秤裏面「条項2」を最優先とします。

**第17条(会員登録)** 甲は乙の「動画だけしやすし・商標」、毎朝読新聞(商標)、無党派ハーティー(商標)、会員報道誌の送付に同意します。

裏面も併せて内容を十分ご認識した後にお申込み下さいね

お申込みの撤回クーリングオフ等のお知らせ 1、お客様が、訪問販売でお申込み(契約)された場合、

本書面を受領された日から8日に至るまでの間は、書面により無条件でお申込みの撤回等(法9条)を行なうことができその効力は書面を発信したとき(郵便消印付など)から発生します。《ただし、1現金取引でその金額が3000円未満のとき、2法26条1項1・26条5項1・2の「甲の営業目的」甲の請求、甲乙継続保守的要因に關してなしたお申込みの撤回等(法9条)は無効となり右記2項・3項は該当しません》2、この場合、1お客様は損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。2すでに引渡した商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。3お客様はすでに代金又は対価の全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。1お客様は商品を使用し又は役務の提供に伴い土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には無料で元の状態に戻すよう請求することができます。3、上記お申込みの撤回等の行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し又は威迫したことにより困惑してお申込みの撤回等を行なわなかった場合は当社からお申込みの撤回等妨害の解消のための書面が交付された日から8日に至るまでは書面によりお申込みの撤回等(法9条)ができます。

特約 乙が甲に提供する知的財産(12条①項セミネスマート表現印刷物)は乙が防災センターの貸与品です。乙が甲に返還請求した場合は乙に返還する義務を負います。

知的財産表現物不許複製  
優先的特約  
天秤裏面「契約条項②」が①に最優先します。(第一の条の項)

事20 消30 只今 FC本部は・・・実験店中 創業昭和28年・祝創業60年祭

# 消防器材は 購入代金と 料金が必要です

知的財産表現物不許複製

当社は事業主様専用の⇒

総合リース会社です

料金

料金



商標第5719162

料金

天秤裏面条項②・契約書裏面条項①もご理解してね

ABC

料金

**パッケージリース契約条項②**（本天秤裏面条項を②とし別紙契約書裏面条項を①と称す）★通信TS・消防FM・防犯BH

知的財産表現物不許複製

優先的特約・天秤裏面「契約条項②」が①に最優先します。（第一の条③項）

甲(借主)・丁(連帯保証人)・戊(有権代理人)の借主側は、乙(貸主・東京法務局城南出張所登記事項「東京都大田区蒲田四丁目18番27号」株式会社防災センター代表取締役森山典英)を貸主とするリース(リース・レンタル等)物件(以下本物件)のお申し込みをします。この際甲乙は秩序を基調として誠実に希求し、甲は乙から「ご提供目録」書面の説明及び提供を受け理解納得したその上でパッケージリース契約書を作成します。よつて甲丁戊は、別紙契約書裏面条項(契約条項①)及び、本天秤裏面条項(契約条項②)、第1条第1項・第11条第1項のとおり乙が甲のお申込みを承諾した時点で本パッケージリース契約書は有効に成立します。従つて、甲はその後に解約の申立はできません。

**第1条（契約の成立・個人保証附帯・連帯債務・パッケージ保守契約書）** 本契約書は乙が甲のお申込みを承諾した時点で成立します。

2、甲はその後お申込みの撤回はできません。また甲の印章に關し「甲の署名或いは記名判」何れかで有効とし捺印押印は不要の歐米サイン方式とします。また甲はお見積書①から下記第13条第3号の④⑤転記他、施工指図書①②等の作成に關し自由選択及び採択をします。

3、甲が法人の場合、連帯保証人欄を無記入とし甲代表取締役の個人保証附帯とします。甲丁は左の個人保証附帯特約に同意しました。

4、(戊)の連帯債務、甲の有権代理人として署名をした「戊」はリース料金等が遅延したことを停止条件として連帯債務の責任が発生します。

5、パッケージ保守契約書(PC保守)成立は本契約書裏面記に「レ」記載して成立します。保守料金は別紙「お見見積書①」に表記の料金とします。

6、(法人税法64条の二第2項)本契約書の税務課そぞうは「同条1項売買があつたもの」ではなく2項「売買がなかつたもの」に該当とします。

**第2条（パッケージリース契約書・甲の注意義務・重複署名欄・甲の注意義務喚起）** 甲は、パッケージリース契約書(以下本契約書)左上「皆主申」欄及び右下「甲ご成約ご調印署名」欄について重複して署名をします。この重複署名に照らし円満に解決します。

2、(特約)甲は乙から勧誘訪問を受けた際、乙が品質向上サービス向上目的で写真撮影MD録音する事を認めます(乙はデータベース化せず個人情報に抵触しないこと)。

**第3条（無料特典・申告方式・総務省令）** 商標「消火ナマス・ゼブラ」等10年リース無料特典は前記第1条5項「PC保守」有料を無料とする特典(別紙天秤表記メモリット制①～⑤、毎年整備点検後、消火器容器性能劣化時再提供等)です。無料特典は甲の申告方式とします。

2、総務省令第112号(平成22年12月22日・号外第271号第33頁)官報公布・特例省令11年間の適合規格品も目的物消火器を保証します。また同法17条の2・消防設備士(国家資格免状者)が性能保証証明証35×22mm緑シールを貼付し法定消火効力を保証します。

**第4条（受領期限・パッケージリース物件申込書④・物件受領業務）** 甲は、パッケージリース物件申込書④(以下申込書④)表記の物件受領期限は契約日を含む15日限り受領しなければならない特約に同意しました。よつて甲は本物件受領期限以内に受領します。

**第5条（所有権・物件の滅失・毀損・紛失・法改正失效）** 甲は、乙の文書による承諾なく原則として本物件に他の物件を付着させ、又は改造・加工等をしません。

**第6条（本物件の原状変更）** 甲は、乙の文書による承諾なく原則として本物件を負担して本物件に他の物件を付着させ、又は改造・加工等をしません。

**第7条（物件の滅失・毀損・紛失・法改正失效）** 甲は、乙の文書による承諾なく原則として本物件を付着させ、又は改造・加工等をしません。

**第8条（所有権）** 甲は本契約書に基づく権利を他に譲渡したり乙から書面による承諾なしに他に使用させたり又は担保に入れません。

**第9条（乙の権利の移転）** 甲は、乙が本契約書に基づく権利を「第三者に譲渡する」等の権利があることを認めます。

**第10条（停止条件付）** 甲は、乙が採択する下記「契約型①」と「契約型②」の契約型を認めます。この場合の契約当事者は3、「契約型②」乙は、乙自身が本契約書リース物件を担当する第三者リース会社へ本目的物所有権を譲渡し目的物販売会社「丙」の立場となり、この場合の契約当事者は甲は下記第2号に該当したときには当然に本契約書に違反したとき、料金の支払を差し出しません。

2、「契約型①」の法律行為は、甲が乙に本契約書に基づく権利を「第三者に譲渡する」等の権利があることを認めます。

3、甲は、乙が採択する下記「契約型①」と「契約型②」の選択により催告期間を要せず無催告解除されても異議を申し出しません。

4、甲は、乙から本件を引き渡され受領するときは注意義務を負い、目録通り引き渡され甲が承認し受領したときはその後異議申立てができないことを認めます。

5、甲は、乙からの物件提供を受けた場合に於いても、本契約書規定のリース料支払を認めます。(第7条・第11条関連)

**第11条（解約・自動更新・物件返送料・中途清算・適用除外）** 甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします。

2、止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに支払い清算します(所有権が甲に移転しないリースです)。

3、本契約書期間が終結した時(中途清算等も含みます)、甲は本物件の送料を負担して乙の指定する場所へ返還します。

**第12条（期限の利益喪失・無催告解除・物件紛失・清算義務・物件紛失・清算義務の剥離・賃料支払・保管費用）** 甲は下記第2号に該当したときには当然に本契約書に違反したとき、料金の支払が正当な理由なく一回でも遅延したとき、及び甲が本物件を過失で消却分したとき等本物件を失つたとき。(第4条・第7条・第11条関連)

3、この場合乙が引き上げる又は乙が保有している本物件について乙が「清算義務」を負わないとを認めます。また、甲は期限の利益を失つて契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います。(第4条・第7条・第11条関連)

4、甲は、第三者から不法行為(持去り・窃盗・詐欺)に付いた損害賠償金及びリース料に課される消費税額、地方消費税額(一括又は各回)を表面表記料金に付加して支払います。

5、甲は、乙が本契約書に生ずる紛争に關し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します。

6、甲は、乙からの本書を含む賃与品知的財産表現印刷物に対する損害を認めます。甲は乙の知的表現印刷物に対し甲の因果で損害を与えた場合その損害額の賠償義務を認めます。

**第13条（一括前払い・送料負担・消費税・保管費用）** 商標「消火ナマス・ゼブラ」10年リース外を基本リースと称します。

2、リース料等の支払方法は「一括前払・月払」限りどし、表面本契約書料金に付き契約日から10日ごろ「ご請求のしおり」及び郵便局払込用紙をご送付します。甲は表面表記初回支払日から最終回支払日迄の全期間を送料甲負担で乙名義(郵便局払込取扱票口座番号00150-9-59045)へ送金して支払います。又は銀行送金(乙名義・三菱東京UFJ銀行・八重洲通り支店・普通口座0020551)とします。

3、(特約)甲は表面「一括前払方法」欄「④消費税・⑤お支払額合計」「行」に転記する特約に同意しました。

4、甲は、乙に税法所定の税率によりリース料に課される消費税額、地方消費税額(一括又は各回)を表面表記料金に付加して支払います。

5、甲は、乙が本契約書に生ずる紛争に關し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します。

**第14条（遅延損害金・契約解除違約金）** 甲が、本契約書に基づく料金にについて1回でも遅延した場合は支払期日又は期限の利益喪失の日の翌日より完済の日まで年3.6%の割合による遅延損害金及び違約金を直ちに支払います。(消費者は法9条1-2・14条遅延損害金免除の選擇を認めます)

2、但し甲は乙へ事前に本リース料の遅延相談をした場合は、乙は第12条無催告解除免除・第14条遅延損害金免除の選擇を認めます。

**第15条（リース料初回期限）** リース料初回支払日(一括又は月払)は契約日を含む15日限りとします(その他前記第13条を引用)。

**第16条（合意管轄・条項①②）** 甲は紛争が生じた場合乙総務事務地管轄の横浜簡易又は横浜地方裁判所とする合意管轄を認めます。

2、本天秤裏面「条項」を②とし別紙契約書裏面「条項」を①と称す。左の条項「①・②」に相違する事情が生じた場合「条項②」を最優先とします。

3、(特約)法律改正本条項改正を鑑みて、適時印刷ご提供する必要上、別紙契約書裏面条項①により本天秤裏面「条項②」を最優先とします。

**第17条（会員登録）** 甲は乙の「動画だけしやすし(商標)・毎朝読新聞(商標)・無党派バーティー(商標)」会員報道誌のご送付に同意します。

**本告知文はパッケージリース契約書裏面法定告知文の抜粋です**

**お申込みの撤回等のお知らせ** 1、お客様が、訪問販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から8日に至るまでの間は、書面により無条件でお申込みの撤回等(法9条)を行なうことができ、その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。《ただし、①現金取引でその金額が300円未満のとき、②法26条1項1・26条5項1～2の「甲の営業目的・甲の請求・甲乙継続保守的要因」に関する申込みの撤回等(法9条)は無効となり右記2項・3項は該当しません》。2、この場合、①お客様は損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。③お客様はすでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けすることができます。④お客様は商品を使用し又は役務の提供に伴い土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には無料で元の状態に戻すよう請求することができます。3、上記お申込みの撤回等の行使を妨げるたために当社が不実のことを告げたことにより困惑してお困りしたことにより威迫したことにより誤認し又は威迫したことによりお申込みの撤回等(法9条)ができます。当社からお申込みの撤回等(法9条)ができます。

**特約** 乙が甲に提供する知的財産(12条6項)ビジネスモデル表現関連印刷物一切は乙側防災センターの貸与品です。乙が甲に返還請求した場合甲は乙に返還する義務を負います

保存先 天秤裏面契約条項の倉庫です BM5バソコン (ウ) [天秤裏面 契約条項②]

特約 乙が甲に返還請求した場合甲は乙に返還する義務を負います

定期確認日 H29・7・13

これは正本である。

令和3年12月16日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 齊藤貴洋

